

2015.12.10 開会

第4回町議会定例会

平成27年第4回町議会定例会が、12月10日に開会され、15日に閉会しました。

この町議会定例会では、木幡町長の行政報告のあと、一般質問のほか、条例の制定や一部改正、一般会計補正予算など、議案11件について審議しました。

おもな内容については、次のとおりです。



◆長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、自治体の同一執行機関内における複数の事務間で特定個人情報情報を移転し、個人番号を利用する場合、その利用できる事務の範囲を条例で定める必要があることから制定するものです。

◆長万部町税条例等の一部を改正する条例

①番号利用法施行に伴い、法人番号が付与されたことに伴う一部改正です。
②国税徴収法等が改正されたことに伴い、地方税における猶予制度について、地方分権を推進する観点から一定の事項を条例で定めるため一部改正です。

◆長万部町過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、平成三十三年三月三十一日まで同法が期間延長されたことに伴う

一部改正です。

◆長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

①国民健康保険制度の適正な運営を図るため、課税限度額の引き上げに伴う一部改正です。
②減免申請に個人番号が追加されたことに伴う一部改正です。

◆長万部町介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険料の徴収猶予及び減免の申請に個人番号が追加されることを踏まえ、所要の改正を行うものです。

◆権利の放棄について

【放棄する債権】

- (1) 土地賃貸料 七、二六五、三三五円
 - (2) ゴルフ場内池埋立費 六、〇〇〇、〇〇〇円
- 合計一三、二六五、三三五円
【放棄する理由】

平成十七年のゴルフ場関連の賃貸料請求事件判決の債権が本年で時効となり、裁判による執行方法が事実上できず、収納が困難であることから、地方自治法（平成二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、債権を放棄するものです。

◆一般会計補正予算(第八号)

平成二十七年年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ六千七百七十六千円が追加され、予算総額四十六億七千七百六十七万八千円となりました。

◆国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

平成二十七年年度国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ九十万四千円が追加され、予算総額十一億二千二百六十九千円となりました。

◆ガス事業会計補正予算(第一号)

収益的収入の四万円が追加され、予算総額一億九千九百三十五万円となりました。

◆水道事業会計補正予算(第二号)

収益的収入の五万四千円が追加され、予算総額一億六千七百七十九万八千円となりました。

◆病院事業会計補正予算(第二号)

平成二十七年年度病院道事業会計予算に歳入歳出それぞれ二十四万四千円が追加され、予算総額六億五千六百八万三千円となりました。

木幡町長の 行政報告

=平成27年12月10日=

第4回町議会定例会の開催にあたり、日頃からの町政運営に対する議員各位のご協力に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

地方財政は引き続き厳しい状況でありますが、計画した各種施策や事業等は、みなさんのご理解とご協力のもと、順調に進めさせていただいております。引き続き、本年の残された行政課題の解決に努めてまいりますので、一層のご高配を賜りますようお願い申し上げます。行政報告に移らせていただきます。

防災対策

今年度の防災訓練は、十月八日に新開・南栄地区を対象